

消費者被害注意情報

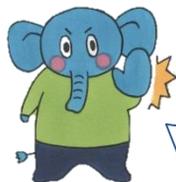
201704号

平成29年6月15日
島根県消費者センター 立花・田邊
Tel:0852-22-5103
Fax:0852-32-5918
E-Mail:syohisen@pref.shimane.lg.jp

「火災保険が使える」という 住宅修理契約トラブルにご注意!

相談事例

「火災保険に加入しているか」と突然、自宅に電話があった。「大雪で壊れた雨どいの修理にも保険金がおおりるので、支払った修理代金はまかなえる。」と説明されたので、屋根の塗装と雨どいの取付工事する契約をした。そのあと保険会社に確認すると「保険支払い対象外」と言われた。工事契約書の控えはない。保険金でまかなえないなら解約したい。



- ・「保険金を請求すれば自己負担なしで自宅が修理できる」などと勧誘する手口が急増しています。
- ・請求した保険金が支払われず、工事費が自己負担になり、高額な解約料を請求されるケースもあります。

平成29年5月以降、このような手口に関する相談が増えており、
今後も増加が予想されます。

現在、**県東部の高齢者世帯がターゲット**になっているようです。



- ・自然災害で住宅が損害を受けたら、まずは自分で契約書の内容を確認したり、保険会社に連絡をして保険金の対象になるか、申請はどのようにするか等を確認しましょう。
- ・住宅修理やリフォームに関し「保険金が使える」と言って勧誘されても、**安易に契約してはいけません。**
- ・**契約してもクーリング・オフ等ができる場合があります**ので消費生活センターにご相談ください。

トラブル相談は**消費者ホットライン**

泣き寝入りは

い や や
1 8 8

お近くの消費生活相談窓口につながります

セールストークをうのみにしないで!
不安なら消費生活相談窓口や
警察に相談するんだゾウ!



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん